

# 事業所内保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

## 現行水準ベース

### 基本額

※従業員枠については、地域枠の84%相当

- 人件費
  - 保育従事者(保育士等)
  - 調理員
  - 非常勤職員(事務職員、嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費
- 管理費
  - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
  - 給食材料費、保育材料費等

### 加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
  - 管理者設置加算※ ※管理者を設置する場合、事務職員との重複は調整
  - 保育士比率向上加算 (19名以下の場合)
  - 夜間保育加算
  - 処遇改善等加算
- 主に管理費
  - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
    - 施設機能強化推進費
  - ＜保育所等の所在地域に応じて加算＞
    - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

### 調整

- 常態的に土曜日閉所する場合
- 給食を提供しない場合(経過措置)
- 連携施設を設定しない場合(経過措置) 等

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

- 人件費
  - 小規模保育の体制強化(19名以下の場合のみ)
    - 認可保育所の配置基準上の定数の他に保育士1人を配置
  - 保育認定の2区分に応じた対応
    - 保育所又は小規模保育に準じて対応
  - 研修の充実
    - 研修機会確保のための代替要員費を追加
- 管理費
  - 小規模保育の体制強化(19名以下のみ)
    - 連携施設に係る経費

### 加算により対応するもの

- 主に人件費
  - 職員処遇の改善(+3%)
    - 処遇改善等加算を充実
  - 休日保育の充実
    - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
  - 障害児保育加算
    - 障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な子ども2人に保育士1人を加配
  - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
  - 第三者評価の受審費用

# 居宅訪問型保育事業に係る公定価格の基本構造イメージ

## 現行水準ベース

### 基本額

- 人件費
  - 居宅訪問型保育者
- 管理費
  - 事務管理費、保健衛生費、苦情解決対策費、事務経費(コーディネーター)等

### 加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
  - 資格保有者加算
  - 夜間保育加算
  - 処遇改善等加算

### 調整

- 常態的に土曜日に行わない場合

## 質の向上ベース

### 基本額に組み込むもの

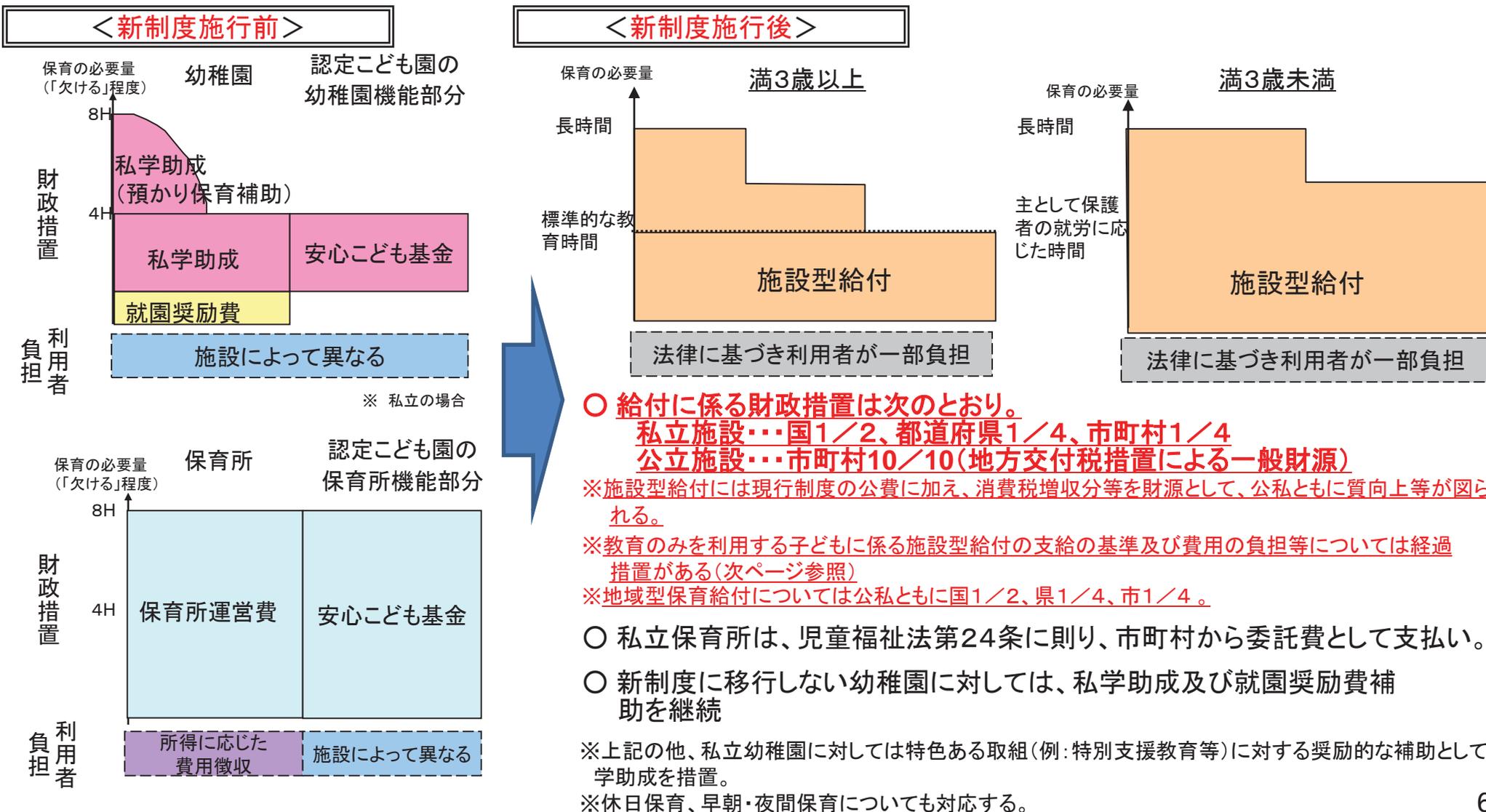
- 人件費
  - 研修の充実
    - 研修機会確保のための代替要員費を追加

### 加算により対応するもの

- 主に人件費
  - 職員処遇の改善(+3%)
    - 処遇改善等加算を充実
  - 休日保育の充実(休日勤務に必要な人件費)
- 主に管理費
  - 連携施設に係る経費
    - 障害児施設等によるバックアップを受ける場合
  - 第三者評価の受審費用

# 施設型給付の構造

- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。
  - a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
  - b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



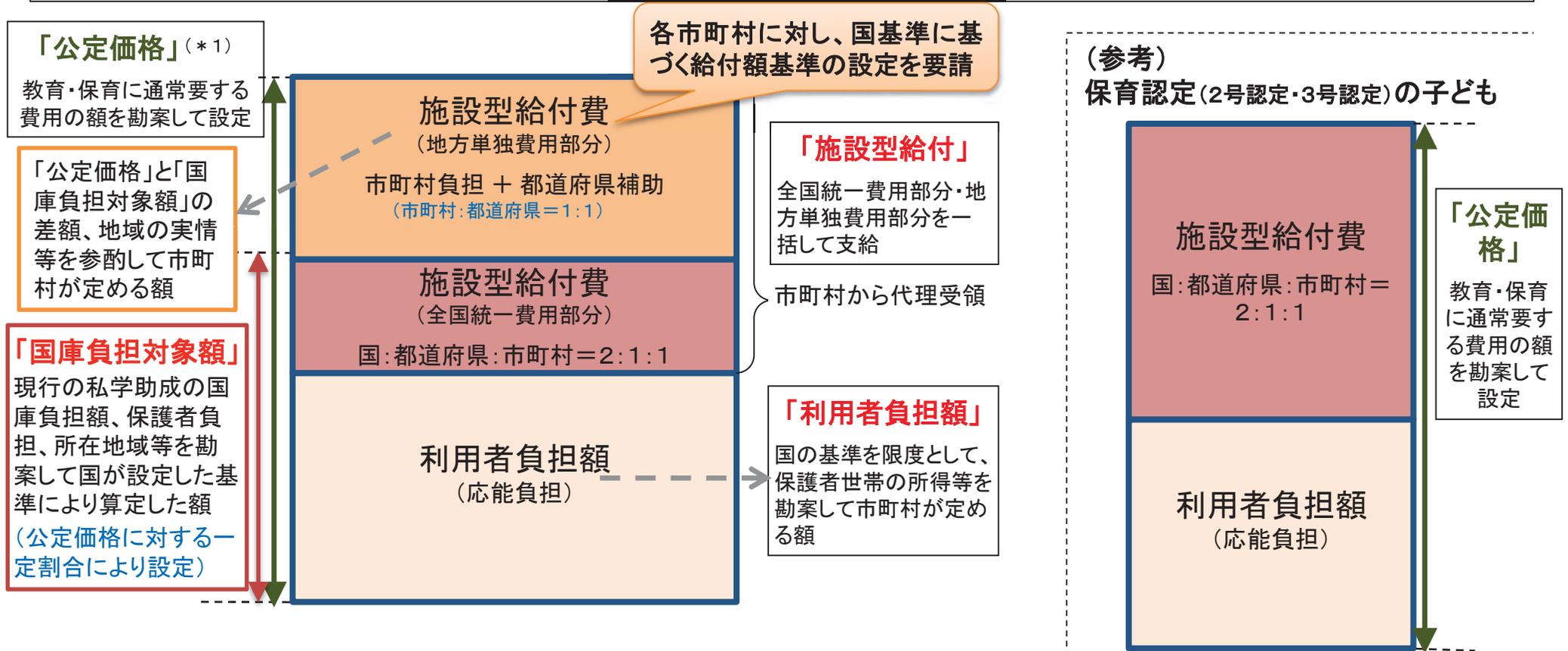
# 教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造（公定価格及び利用者負担）

○ 教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る現在の国・地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために、当分の間、全国统一費用部分（義務的経費）と地方単独費用部分（裁量的経費）を組み合わせ、施設型給付として一体的に支給することとされている。（子ども・子育て支援法附則9条）

「施設型給付費」 ≡ 「公定価格」（通常要する費用） - 「利用者負担額」（応能負担）

うち 「施設型給付費」（全国统一費用部分） = 「国庫負担対象額」 - 「利用者負担額」

「施設型給付費」（地方単独費用部分） ≡ 「公定価格」 - 「国庫負担対象額」



\*1 国において「公定価格」(通常要する費用)を告示する。

# 私立幼稚園の新制度への円滑移行について

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

## 主な課題

## 対応

市町村と幼稚園の関係構築、  
体制整備

- 市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
- 都道府県(私学担当)による市町村への支援
- 地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく  
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

- 都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
- 新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
- 調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施  
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

- 標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
- 市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
- 仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

- 給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議
- 都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議
- 国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

一時預かり事業(幼稚園型)  
の適正な実施

- 幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
- 仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

## 利用者負担について

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
  - 次頁以下にお示しした利用者負担は、国が定める水準（国庫負担金（都道府県負担金）の精算基準としての位置付けとなるもの）であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎として、以下の要素を基に設定した。
    - ・ 教育標準時間認定（1号給付）を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮
    - ・ 保育認定（2・3号給付）を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮
  - 利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中で切り替えることとし、具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して9月とする（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）。
- ※ 国が定める水準については、1号給付、2・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準としている。

# 平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

○ 平成27年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

## 教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ 小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

## 保育認定の子ども

### (2号認定：満3歳以上)

### (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

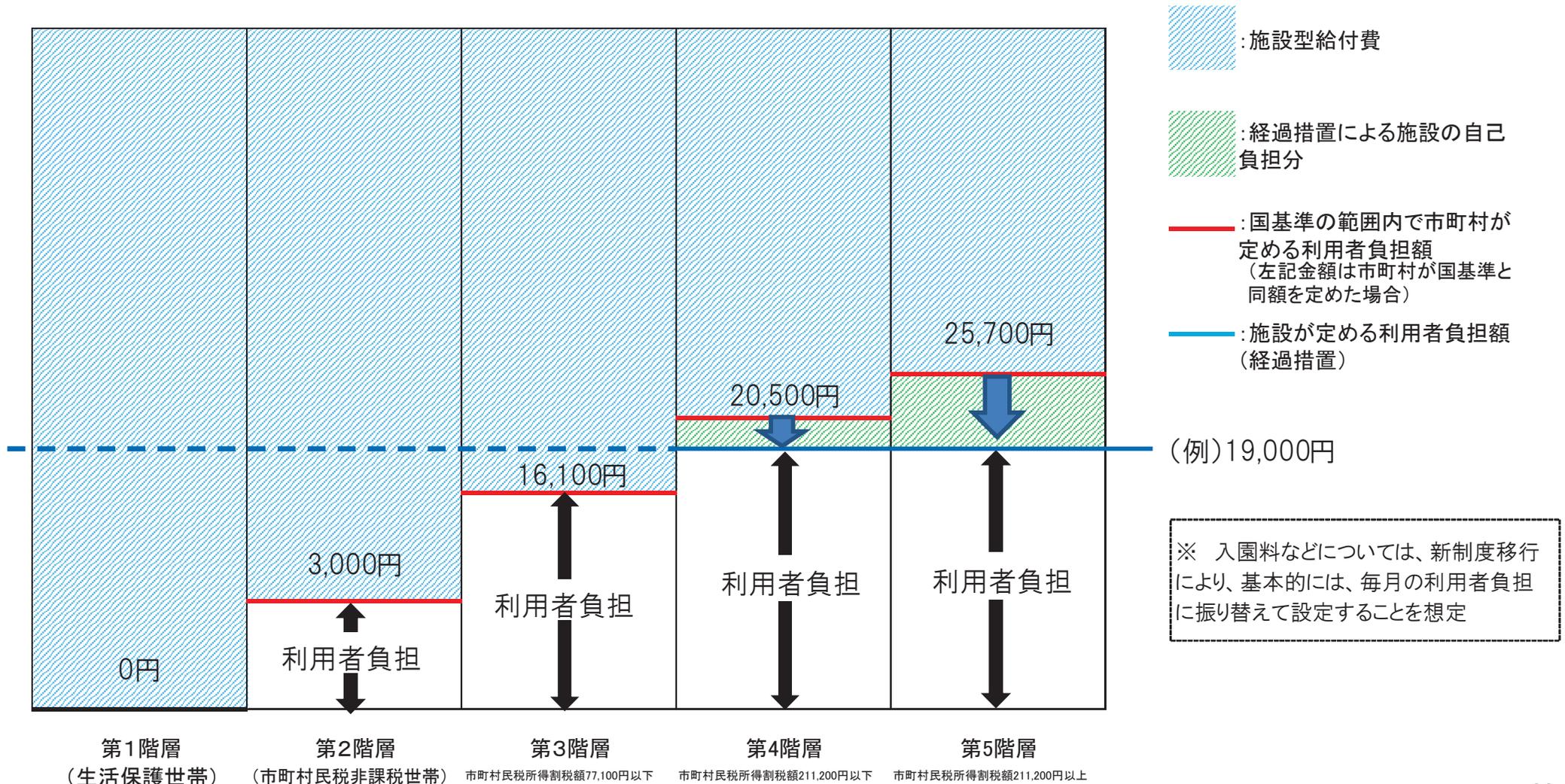
- ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- ※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

○ また、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。

## 経過措置による対応（基本的なイメージ例）

○新制度移行時点で、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を設定している私立幼稚園・認定こども園については、一定の要件のもとで、新制度移行後も引き続き低い利用者負担額で徴収することを認める経過措置を講ずることとしている。  
 ※5年経過時点で市町村が定める利用者負担額に合わせるよう努めることが基本

(例)現在、保育料が毎月19,000円(入園料等も含めた毎月平均額)となっている私立幼稚園が経過措置を選択して、新制度移行後も毎月19,000円の利用者負担設定をする場合のイメージ



# 利用者負担に関する関係条文

## ◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)

(利用者負担額等の受領)

### 第13条

- 1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額…（中略）…の支払いを受けるものとする。
- 2 略
- 3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
  - 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
  - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
  - 三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
  - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
  - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

### ※低額の保育料の取扱い

○ 新制度の市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

※5年経過時点で市町村が定める利用者負担額に合わせるよう努めることが基本

